

## 【26】危険等発生時の対処計画

### 1 目的

学校において事件・事故等が発生した場合、冷静かつ迅速に児童の生命の安全を確保するとともに、重要書類、備品の保全、校舎施設の防護につとめ、教育諸条件を維持するための初動体制をとらなければならない。その際、保護者や地域住民、関係機関との連携が重要となる。

なお、被害者を含めた家族等の心情に配慮するのはもちろんのこと、学校は誠意を持って家族と向き合い、真正面から事故等に対応することが重要である。

以上のことを達成するため本計画を策定する。

### 2 組織

役割	担当者	活動内容
総務	校長 (教頭)	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害の状況を判断して避難の命令をする。</li><li>・避難後の異常の有無を確認し、状況に応じて、各係の活動を指示する。</li><li>・外部機関との連絡及び調整を図る。</li><li>・その他、状況に応じて指示する。</li></ul>
児童係	三上・山田 原田	<ul style="list-style-type: none"><li>・警報（放送）をよく聞き、臨機応変に安全退避の方法を考えて行動する。</li><li>・その後の児童の安全に留意し、総務の指示を待つ。</li></ul>
搬出係	事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・退避後、総務の指示により、非常持ち出し、その他搬出にあたる。</li></ul>
消火係	教務・渡邊 軽込・本田	<ul style="list-style-type: none"><li>・退避後、総務の指示により、火災発生、延焼拡大の防止にあたる。</li></ul>
不審者対応係	教務・渡邊 石井・小後貫	<ul style="list-style-type: none"><li>・不審者に対応し、連絡にあたる。</li></ul>
救護係	養護	<ul style="list-style-type: none"><li>・退避後、救護所を設置し、救護にあたる。</li></ul>
連絡係	教務	<ul style="list-style-type: none"><li>・総務と各学級、各係との連絡にあたる。</li></ul>

### 3 危険等発生時における具体的対処

#### (1) 不審者の侵入

##### ア 対応と課題

- (ア) 児童の安全確保を最優先するとともに、教職員の安全にも配慮した不審者対策を講ずる。
- (イ) 迅速に警察・消防署に通報する。また、児童等に負傷者がいる場合は、負傷状況に応じた応急手当を行う。

##### イ 被害を最小限に防ぐポイント

###### (ア) 緊急マニュアルの作成と徹底

- a 学校や地域の実態を考慮したマニュアルを作成する。
- b 近隣の住民や近隣の官公庁等との連携も加える。
- c 出張等で不在になることを想定し、各係とも、複数の職員に分担する。
- d 非常時に確認できるように、電話番号等を入れて拡大したものを職員室の掲示場所に明示しておく。名札等に緊急時アクションカードを入れておく。
- e 職員の異動等を考慮し、毎年年度当初に見直しと確認を行う。

###### (イ) 緊急対応訓練の計画的な実施

- a 地域や学校の実態に応じて、不審者による事故発生の想定のもとマニュアルに基づいた訓練を計画・実施する。
- b 保護者やPTA及び地域の関係機関・団体等と可能な限り連携を図り、児童に恐怖心を与えない範囲で、緊迫感や臨場感を持たせること。
- c あらゆる場面を想定し、教職員や児童等の負傷や学級担任の不在の場合などにおける対応などを含めて、実践的な訓練を段階的に行う。
- d 情報伝達訓練を実施する。

###### (ウ) 安全点検の実施（不審者侵入防止の点検項目追加）

- a 「学校施設面における安全確保」について以下のような項目を追加し、より確実な安全点検を実施する。

※校門、フェンス、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、鍵の状況の点検、補修を行う。

※警備会社等との連絡体制の確認を行う。

- b 来校者の確認をするために受付名簿を職員玄関に置き、必ず記名をしてもらう。
- c 不審者の発見を早くするために教職員全員で外来者の動向に目を配る。
- d 不審物を早期発見するために、日常点検を行う。

###### (エ) 生命の安全に対する指導

- a 各教科や道徳・学級活動をとおして、災害（重大事件・事故を含む）による危険、安全な行動の仕方や日常の備え、応急処置などについて計画的に指導する。
- b 避難訓練を計画的に実施し、児童が避難の仕方、避難経路、避難場所などについて体験的に理解し、災害時には安全かつ迅速に避難できるようにする。
- c 災害の種類やケース、時間帯などを多様に想定し、それぞれの場合の避難の仕方について学級活動などで指導する。

###### (オ) 家庭や地域社会、警察等の関係機関との連携

- a 不審者に関する情報等、保護者や地域社会からの情報が円滑に集約・活用できるような体制を整備する。
- b 登下校時のパトロールの実施、不審者情報のメール配信等、警察や関係機関との連携を強化する。

## ウ 事案発生時の対応（当日）

### 1 近くの職員の対応

- (1) 迅速・確実に連絡する。（複数の連絡方法を周知しておく。）
  - ・大声で叫ぶ。「助けてくれ!」「事故発生、応援願います。」（繰り返す）
  - ・笛による合図。強く、長く「ピー、ピー、ピー」と3回鳴らす。
  - ・緊急放送により連絡する。
  - ・携行用防犯ブザーを発報させる。
  - ・出入り口近くの児童を近くの教室・職員室に走らせる。
  - ・火災報知器を発報させる。（児童の生死にかかわる事故なので、事前に関係機関に連絡しておく。）
- (2) 緊急事態の発生を知った職員は、直ちに現場に急行し、児童の安全を確保する。
- (3) 現場に急行する職員は、自らが担当する学級の児童の安全確保に留意（避難指示・他の職員に依頼等）する。

### 2 応急処置

- (1) 医療機関へ連絡する。（救急車の要請、病院への連絡、学校医への連絡等）
- (2) 救急処置を実施する。
  - ※全身症状に対して（意識のない場合、AED、人工呼吸、心臓マッサージ）
  - ※局所症状に対して（安静、冷却、圧迫、固定、傷害部位を心臓より高くする）
- (3) 保護者へ連絡する。
  - ※症状、状態、搬送先、保険証の持参等について

### 3 避難誘導

- (1) 室内での学習中事件が発生したら、事故発生場所の確認を行い、完全な場所・方向に避難誘導する。
- (2) 休憩時間や清掃時間中等、職員が児童を掌握していない時に事故が発生した場合にはあらかじめ決められている分担場所に急行し、周辺にいる児童を集合させ、事故発生所の確認を行い、安全な場所・方向に避難誘導する。

### 4 対策本部の設置

- (1) 事案発生と同時に、緊急マニュアルによる初期対応を進めるとともに、校長室に対策本部を設置する。
- (2) 校長（教頭）を対策本部長とし、直ちに必要な指揮を取る。
- (3) 対策本部と現場対応者（事故現場、救急隊、警察等）との間の情報を迅速かつ確実にを行うため、情報伝達係を対策本部員として指名しておく。
- (4) 情報を集約し、逐一板書し、随時確認に努める。
  - ※負傷者（氏名・搬送先・容態・保護者への連絡の有無・付き添い職員名）
  - ※児童の状況（保護者の引き取り状況・下校時刻・下校時の指示）
  - ※職員の動向（病院への同行・家庭訪問・情報収集）
- (5) 大多喜町教育委員会担当職員を加える。（町教委への報告・応援要請）
- (6) 関係機関（警察・消防等）や大多喜町教育委員会の対策本部及び東上総教育事務所との連絡・調整。

### 5 報道機関への対応等

- (1) 取材には、一本化して管理職が対応する。
- (2) 取材には、資料に基づいた事実を正確に話す。数字や固有名詞などは正確を期すためなるべく資料を提供するようにする。
- (3) 取材された内容が警察の捜査の関係上、発表できないものは、その理由をはっきり述べ了解を得る。
- (4) 取材された事項が、いつ報道されるかを、できるだけ確認する。
- (5) 記者会見を開催する場合の日時・場所・内容・発表者については大多喜町教育委員会に連絡し、指示を受ける。

## 6 保護者・地域への事情説明

### (1) 事情説明会の実施

大きな被害があった場合は、保護者・地域住民の不安を取り除き、その後の協力を得るためにも、早急に事情説明会を実施する。

(大多喜町教育委員会へ連絡し、指示を受ける)

ア 事実について説明し、憶測では話をしない。

※事故発生時の様子と学校での対応

- ・発生日時      ・場所      ・加害者及び被害者（人権を配慮する）
- ・怪我の程度（収容先病院等）      ・事故発生時の状況と学校での対応

※今後の対応

- ・休校措置について（期間、今後の見とおし）
- ・被害者への対応について（児童へは家庭訪問によるケア）
- ・事件及び安全対策について（地域へは必要に応じてボランティア依頼）
- ・警察との連携について

※協力依頼

- ・地域パトロール      ・不審者情報の提供

## エ 翌日以降の対応

### 1 心のケア（カウンセリングの実施、カウンセラーの派遣）

#### (1) 関係児童の精神的な状況の把握

ア 方法      ・本人からの聴取      ・本人の行動観察      ・保護者等からの聴取  
              ・関係者からの聴取など

イ 内容      ・極度のおびえ      ・不安      ・不眠      ・閉じこもり      ・周囲への過敏な反応  
              ・登校不能      ・緘黙      ・幻聴      ・その他 特異な行動など

#### (2) 心のケアが必要と判断される場合

ア 教職員等で個別面接の相談や家庭訪問等を行う。

イ 地域の関係機関・団体に面接相談等を依頼する。

#### (3) 専門的な心のケアが必要と判断される場合

ア スクールカウンセラー等の派遣を要請する。（大多喜町教育委員会または東上総教育事務所に要請）

イ スクールカウンセラー等は、学校等において、児童の心のケアに当たるとともに教職員が児童の心のケアを行う上での助言・援助等に当たる。

### 2 正常な教育活動再開へ

#### (1) 安全が確認され、児童が安心して、学校生活を送れる体制が整ったことを確認する。

※直接的な原因が除去（犯人逮捕等）されたか。

※被害者等の児童の心のケアが行われ、不安は取り除かれたか。

※保護者及び地域住民の理解は得られたか。（保護者会の開催）

※同種事故の再発防止策は徹底されたか。

#### (2) 「お知らせ」等の文書で教育活動の再開を通知する。

※アの確認がなされたことを報告するとともに、授業再開を通知する。

※家庭における配慮事項を明記し、協力を依頼する。

## (2) 授業中の水泳事故

### ア 対応と課題

(ア) 事故にあった児童の意識や呼吸の有無を速やかに確認し、生命に係るなど緊急を要する場合には、速やかに救命措置（人工呼吸・AEDの使用等）を実施する。また、養護教諭や他の教職員、海洋センター職員への連絡、救急車の要請を迅速に行う。

(イ) 必要に応じて児童や教職員に対する心のケアに当たり、動揺や不安を早期に取り除く手だてを講ずる。

### イ 未然防止のポイント

(ア) 水泳指導における安全管理

a 予め児童の既往症等を把握するとともに、日頃の健康観察をきめ細かく行い、児童一人一人の健康状況に留意した指導計画の実践に努める。

b 水泳指導に当たっては、指導前のプール施設・設備の安全点検の励行、複数の教員での指導及び監視体制の確立など、ソフト面、ハード面での安全管理の徹底に努める。

(イ) 緊急時の学校体制の確立

a 児童の人命に係る事故等の発生に備え、全教職員には、事前に救命処置等の講習を受講させておく。

b 緊急時のマニュアルを整備し、全職員が共通理解しておく。

### ウ 事故発生時の対応

#### 1 事故者の救出

(1) 複数の教職員により、事故にあった児童をプールサイドに引き上げる。

(2) 毛布等で保温し、安静状態を確保する。

#### 2 事故者の容態の把握

(1) 意識や呼吸の有無等、事故者の状態を確認する。

(2) 緊急を要する場合には、救命措置（人工呼吸・AEDの使用等）を実施するとともに、養護教諭や他の職員に連絡し、救急車の派遣及び支援を要請する。

#### 3 事故者の応急処置及び搬送

(1) 養護教諭は他の職員と協力して、事故者の応急手当に当たる。

(2) 事故者が救急車で搬送される場合は、教頭または養護教諭が同乗する。

(3) 担任（不在の場合はこれに代わる者）は、事故にあった児童の保護者に状態や搬送先の病院名等を知らせる。

#### 4 周辺児童への対応

(1) 速やかに水泳学習を中止し、周辺児童の動揺や不安を取り除き、落ち着きを取り戻すことに配慮する。

#### 5 事後の対応

(1) 管理職は、担任とともに速やかに病院に駆けつけ、事故発生の状況について保護者に説明する。

(2) 管理職は、事故を目撃した児童等の動揺状況を把握し、スーパーバイザーの支援を要請するなど、心のケアに当たる。

(3) 報道機関からの取材等については、窓口を一本化し、管理職が行う。

(4) 児童及び保護者への事故に係る説明を行う。

(5) 管理職は、事故発生時の状況等について整理し、教育委員会に事故報告するとともに、再発防止に取り組む。

### (3) 運動部活動中の事故

#### ア 対応と課題

(ア) 事故にあった児童の意識や呼吸の有無を速やかに確認する。生命に係るなど緊急を要する場合には、速やかに救命措置（人工呼吸・AEDの使用等）を実施する。また、養護教諭や他の教職員への連絡、救急車の要請を迅速に行う。

(イ) 必要に応じて児童や教職員に対する心のケアに当たり、動揺や不安を早期に取り除く手だてを講ずる。

#### イ 未然防止のポイント

(ア) 事故防止への知識や意識を高める。

(イ) 指導計画を作成するとともに、活動中は必ず指導者がつくようにする。

#### ウ 事故発生時の対応

##### 1 負傷者の容態の把握

(1) 出血や意識、呼吸の有無等を確認する。

(2) 緊急を要する場合には、救命措置（人工呼吸・AEDの使用等）を実施するとともに、養護教諭や他の教職員に連絡し、救急車の派遣及び支援を要請する。

##### 2 負傷者の応急処置及び搬送

(1) 養護教諭は他の教職員と協力して、事故者の応急手当に当たる。

(2) 事故者が救急車で搬送される場合は、教頭または養護教諭が同乗する。

※ 連絡担当の教職員は、治療の結果等、医師の診断内容を管理職に報告する。  
また、校長の指示があるまで病院に待機している。

(3) 担任（不在の場合はこれに代わる者）は、事故にあった児童の保護者に状態や搬送先の病院名等を知らせる。

##### 3 周辺児童への対応

(1) 速やかに当該部活動を中止し、周辺児童の動揺や不安を取り除き、落ち着きを取り戻すことに配慮する。

##### 4 事後の対応

(1) 管理職は、担任とともに速やかに病院に駆けつけ、事故発生の状況について保護者に説明する。

(2) 管理職は、事故を目撃した児童等の動揺状況を把握し、スーパーバイザーの支援を要請するなど、心のケアに当たる。

(3) 報道機関からの取材等については、窓口を一本化し、管理職が行う。

(4) 児童及び保護者への事故に係る説明を行う。

(5) 管理職は、事故発生時の状況等について整理し、教育委員会に事故報告するとともに、再発防止に取り組む。

#### (4) 校外活動中(宿泊活動を含む)の事故

##### ア 対応と課題

- (ア) 引率していた教職員は、速やかに引率責任者(校長等)に報告する。また、必要に応じて救急車を要請するとともに、負傷した児童の応急手当を行う。
- (イ) 負傷者の手当に当たっている以外の教職員は、他の児童の安全確保に努めるとともに学校に事故の発生状況等について連絡する。

##### イ 未然防止のポイント

- (ア) 実地踏査等に基づく安全管理体制の整備
  - a 実地踏査等を含め事前調査を綿密に行い、万が一の事故に備え、緊急時の連絡体制、医療体制を確認するなど、安全管理体制の整備に努める。
  - b 緊急時の対応について、全職員で共通理解を図る。
- (イ) 天候急変等による活動の変更・中止などの適切な判断
  - a 山、川、湖沼等での野外活動において、実施直前、もしくは実施途中の天候急変等による活動の変更・中止などは、地元の関係機関や委託業者等と緊密な連携をとった上で適切に判断する。

##### ウ 事故発生時の対応

- 1 状況の把握と学校への報告
  - (1) 引率職員は、速やかに引率責任者(校長等)に報告する。
  - (2) 引率責任者は、児童の救護、情報の収集等、役割分担を速やかに引率職員に指示する。
  - (3) 引率職員は、児童の負傷の状態を確認するとともに、発生状況の確認に努める。  
※正確な情報収集に努めるとともに、収集した情報は速やかに引率責任者に報告するとともに記録しておく。
  - (4) 引率責任者は、学校に事故の発生状況等について連絡する。
- 2 児童への対応  
(被害児童)
  - (1) 引率職員は、救急車を要請するとともに、被害にあった児童の応急手当を行う
  - (2) 事故者が救急車で搬送される場合は、教職員が同乗し、病院に付き添う。  
※教職員は、治療の結果等、医師の診断内容を引率責任者に報告する。なお、引率責任者の指示があるまで病院に待機している。  
(その他の児童)
  - (1) 引率職員は役割分担に応じ、被害に遭わなかった児童の安全を確保するとともに事故の状況や今後の対応について説明する。なお、事故を目撃した児童については精神的にショックを受けていることもあり、心のケアに留意する。
- 3 関係機関との連携
  - (1) 救急車の要請  
事故現場に到着した救急隊員の指示に従う。負傷者が搬送される場合、引率責任者は、引率職員を同乗させる。
  - (2) 負傷者が搬送された病院  
付添の引率職員は、児童への励ましと治療等についての状況把握に努める。
  - (3) 所轄の警察(110)  
引率職員は、必要に応じて事故の発生を通報する。
- 4 保護者への対応
  - (1) 該当する保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送先等について正確に連絡する。
  - (2) 学校に残っている管理職(教頭)等は、速やかに当該児童宅を訪問し、保護者に改めて事故の状況等を説明するとともに、誠意をもって対応する。
- 5 事後の対応
  - (1) 事故に係る情報を整理・記録し、教育委員会に事故報告するとともに、対応等について指導・助言を受ける。また、PTA役員等にも報告し、今後の保護者への対応について協議する。
  - (2) 学校に残っている管理職は、全校児童に対し事故の概要を説明するなど、心の動揺を抑えるように努める。
  - (3) 報道機関からの取材等については、窓口を一本化し、管理職が行う。
  - (4) 学校は事故の原因や問題点を調査し、再発防止について検討するとともに、すべての教育活動における安全指導の徹底に努める。

## (5) 登下校中の交通事故

### ア 対応と課題

- (ア) 平成27年度、3校が統合したことによって学区が広がり、登下校中に事故が起こる確率が高くなった。学校の迅速な対応が重要となる。
- (イ) 被害児童への救急・救命に係る迅速な対応と事故を目撃した児童等への心のケアにも努める。
- (ウ) スクールバスの運行について、町教育委員会、町役場子育て支援課との連携を図り、諸問題に対応しながら進めていく。

### イ 未然防止のポイント

#### (ア) 交通安全教育の充実

- a 各教科、特別活動等、学校教育活動全体をとおして、計画的・組織的に、また児童の発達の段階に即した交通安全教育の充実に努める。
- b 学校、家庭、地域、警察等との連携を図り、地域の実情に応じた実践的な交通安全教育を推進する。

#### (イ) 通学路や学区内の危険箇所等の確認と指導

- a 毎年度当初、通学路の総点検を実施するとともに、定期的な通学路の点検、保護者や地域等からの通学路に係る危険箇所情報により、児童の安全確保に努める。
- b 危険箇所の情報に関しては、児童並びに保護者に周知するとともに、必要に応じて保護者や地域に協力を依頼する。また、速やかに道路管理者等へ改善要望を行う。

#### (ウ) 緊急時の学校体制の確立

- a 教職員の役割分担等、緊急時の対処要領を整備し、全教職員で共通理解しておく。
- b 緊急連絡網、保護者、関係機関等への連絡一覧の整備と保管を適正に行い、全職員が速やかに使用できる体制を整えておく。

### ウ 事故発生時の対応

#### 1 事故発生

- (1) 事故発生の第一報を受けた教職員は、救急車の手配及び警察への通報について確認する。

#### 2 情報の収集

- (1) 管理職は、複数の教職員（養護教諭を含む）を事故現場に派遣し、情報の収集を指示する。
- (2) 学校の電話については、代表回線以外の回線を事故対応用に確保する。

#### 3 救急処置等

##### 〈救急車が到着していない場合〉

- (1) 事故現場に到着した教職員は、けがをした児童への応急手当と他の児童の安全確保を手分けして行う。
- (2) 負傷者が多数の場合には、近隣住民等に支援を要請する。

##### 〈救急車が到着している場合〉

- (1) 救急隊員の指示に従うとともに、医療機関に移動する場合は、少なくとも1名の教職員が同乗する。

##### 〈救急車が既に医療機関に出発した場合〉

- (1) 教職員は救急車が既に医療機関に出発したことを学校に報告するとともに、現場に残された児童の安全確保に努める。

#### 4 状況の把握と学校への連絡

- (1) 負傷者の付添となった教職員は、被害児童の氏名、負傷状況、搬送先の医療機関を確認し、学校に報告する。
- (2) 残された児童の安全確保にあたっている教職員は、事故状況の把握に努める。場合によっては、警察の現場検証に立ち会い、その都度、学校に状況を報告する。

#### 5 保護者への対応

- (1) 管理職は、現場から報告のあった事故の発生、負傷の状況、搬送先等について学校に待機している教職員に保護者に連絡するよう指示する。

#### 6 事後の対応

- (1) 管理職は、事故の概要について教育委員会に第一報を入れる。なお、児童のケガの状況、事故原因等、事故に係る詳細が分かり次第、続報を入れる。
- (2) 管理職は、担任とともに速やかに医療機関に見舞いに行き、事故発生の状況について保護者に説明する。
- (3) 管理職は、事故を目撃した児童の動揺状態を把握し、スーパーバイザーの支援を要請するなど、心のケアに当たる。
- (4) 全校集会を開き、事故概要の説明、命の大切さについて説くとともに、交通安全について再度指導を徹底する。

## (6) 火 災

### ア 対応と課題

- (ア) 児童及び教職員の安全確保を最優先する。
- (イ) 速やかに消防署に通報するとともに、状況に応じて初期消火に当たる。また、負傷者の応急手当や避難誘導等の迅速な対応が求められる。

### イ 被害を最小限に防ぐポイント

- (ア) 防火体制の確立
  - a 教室等の火元責任者を中心に、日頃から火気点検に努める。また、教職員全員が消火器の所在や使い方を熟知しておく。
  - b 避難経路の指示及び日頃からの当該経路の安全確保に努めておく。
  - c 教職員の役割分担（避難誘導、消防署への通報連絡、救護、初期消火、重要書類の搬出等）に応じた防火体制の周知徹底を図る。
- (イ) 実践的な避難訓練の実施
  - a 出火時刻、出火場所等、様々な状況下での避難訓練を実施する。
  - b 負傷者、行方不明者が発生したときの具体的な行動を示した訓練を実施する。

### ウ 火災発生時の対応

#### 1 火災発生の確認と初期対応

〈管理職（不在の場合はこれに代わる者）〉

- (1) 管理職は、火災発生の状況確認を指示し、場所等を確認した後、避難経路及び避難場所を決定する。
- (2) 消防署、警察（必要に応じて）に通報する。

〈授業担当者〉

- (1) 児童のパニックを抑え、教室にて次の指示を待つ。
- (2) 火気を使用している場合は、消火するとともに、ガスの元栓を閉める。

〈授業のない教職員〉

- (1) 火災発生場所等を確認し、管理職に報告する。
- (2) 可能であれば初期消火に当たる。

#### 2 避難指示及び児童の誘導

〈管理職（不在の場合はこれに代わる者）〉

- (1) 避難経路及び避難場所を緊急放送等で指示する。
- (2) 重要書類の搬出を指示する。
- (3) 避難経路等において誘導と安全確保の支援に当たる。

〈授業担当者〉

- (1) 児童のパニックを抑えるとともに、出席の児童を確認した後、避難指示に基づき安全に避難させる。（煙の状況によっては、身を低くし、ハンカチを口に当てるなど、具体的な指示をする。）
- (2) 特別な支援を要する児童については、十分に配慮し避難誘導に当たる。

〈授業のない教職員〉

- (1) 分担し、避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める。
- (2) 役割分担に応じた行動をとる。

#### 3 避難場所での対応

- (1) 学級担任は速やかに各学級の出席している児童の確認及び負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。
- (2) 管理職は負傷の程度に応じ、救急車を要請する。
- (3) 児童が負傷した場合は、負傷の程度、移送された病院等の情報を保護者や家庭に連絡する。

#### 4 事後の対応

- (1) 管理職は、学校の被害状況等を教育委員会に報告するとともに、必要に応じて支援要請を行う。
- (2) 事情聴取等については、管理職が対応する。
- (3) 報道機関からの取材等については、窓口を一本化し、管理職が行う。
- (4) 児童等の心のケアに努める。

## (7) 給食による食中毒

### ア 対応と課題

- (ア) 多数の保護者から、嘔吐・発熱・下痢等の症状による欠席連絡があり、朝の健康で同様の症状を訴える児童が多く見られ。早退者も続出した場合は、学校給食による食中毒の疑いが考えられる。
- (イ) 管轄の健康福祉センター、教育委員会との連携など、学校運営に関する様々な対応必要となる。
- (ウ) 教職員及び学校給食従事者への衛生管理の徹底を図るとともに、児童に対する衛生指導の徹底に努める。

### イ 未然防止のポイント

- (ア) 管理職による検食の徹底  
検食は児童の摂食開始時間の30分前までに行い、異常があった場合、給食は中止し、速やかに共同調理場や調理業務委託業者に連絡する。
- (イ) 配膳室、教室等における衛生管理と衛生指導の徹底
  - a 食缶等の保管、運搬における適正な衛生管理、保冷庫の温度管理に努める。
  - b 配膳当番の児童に対する手洗い、うがい等の励行など、衛生指導の徹底に努める。
- (ウ) 児童の健康管理の充実
  - a 日頃から児童の健康状態の把握に努め、児童に対しては異常があった場合には速やかに保護者や担任に申し出るように指導する。
  - b 保護者には、児童の健康状態に関することは速やかに学校に連絡するよう徹底を図る。

### ウ 食中毒発生時の対応

- 1 食中毒症状の早期発見
  - (1) 学級担任、養護教諭は児童の欠席状況やその理由等について常に関心を持ち、食中毒が疑われる症状（嘔吐・下痢・発熱等）の早期発見に努める。
  - (2) 管理職は、養護教諭等に全校の欠席状況とその理由、出席の児童の健康状況、早退者の状況等について確認させる。
- 2 症状のあった児童への対応
  - (1) 症状のある児童については、保護者に速やかに医療機関で受診し、結果を学校に連絡するよう依頼する。
  - (2) 児童が教室で嘔吐した場合、嘔吐物の処理に当たっては、学級担任はマスクやゴム手袋を着用し、直接触れることがないようにする。
  - (3) 健康な児童に対しては、手洗い・うがいを励行させるとともに、食中毒の正しい知識と2次感染の予防について指導する。
  - (4) 欠席や入院している児童については、担任等が家庭訪問や病院を訪問し、見舞うとともに、容態を確認する。
- 3 関係機関との連携
  - (1) 救急車の要請  
疾病者が救急車で搬送される場合は、教頭または養護教諭が同乗する。
  - (2) 健康福祉センターとの連携  
学校は、健康福祉センターの指示に従うとともに、食中毒の状況によって健康福祉センターが行う接触者の健康調査、消毒等に協力する。
- 4 保護者への対応
  - (1) 該当する保護者へ中毒の発生、疾病の状況、搬送先等について正確に連絡する。
  - (2) 学校に残っている管理職（教頭）等は、速やかに当該児童宅を訪問し、保護者に改めて状況等を説明するとともに、誠意をもって対応する。
- 5 事後の対応
  - (1) 疾病に係る情報を整理・記録し、教育委員会に事故報告するとともに、対応等について指導・助言を受ける。また、PTA役員等にも報告し、弁当持参の依頼等、今後の保護者への対応について協議する。
  - (2) 学校に残っている管理職は、全校児童に対し事故の概要を説明するなど、心の動揺を抑えるように努める。
  - (3) 報道機関からの取材等については、窓口を一本化し、管理職が行う。
  - (4) 学校は事故の原因や問題点を調査し、再発防止について検討するとともに、すべての教育活動における安全指導の徹底に努める。

## (8) 感染症の発生

### ア 対応と課題

- (ア) 感染症の発生及びその疑いのある児童、教職員が発生した場合、管理職は、直ちに学校医、健康福祉センターへ連絡する。
- (イ) 管理職は、随時、学校医や健康福祉センター、教育委員会と協議し、必要に応じて臨時休業するなど、感染拡大防止に努める。
- (ウ) 臨時休業を行う場合は、感染状況、休業期間等について事前にPTA役員、学校評議委員等に説明するとともに、保護者には「対応について」を文書等で説明し、理解を求める。

### イ 拡大防止のポイント

- (ア) 感染症の疑いのある児童が発生した場合
  - a 当該児童にマスクを着用させるとともに、他の児童から離し、保健室や空き教室等で、休ませる。
  - b 対応に当たる教職員には、ゴム手袋やマスク、エプロン等を着用させ、可能な限り直接接触しないようにさせる。対応後は、流水での洗浄、ペーパータオル等で拭き取るなど直ちに感染源となる分泌物等を取り除くようにする。
  - c 当該児童の症状を確認する。
- (イ) 情報の収集と緊急時の対応
  - a 対応に当たった教職員はその旨を管理職に報告する。
  - b 管理職は、養護教諭等に全校の欠席状況とその理由、他の児童の健康状況について確認させる。また、他の学校等における欠席の状況、地域における感染症の流行などを確認するよう指示する。
- (ウ) 学校医、健康福祉センター、教育委員会との連携  
感染症の発生及びその疑いのある児童が認められた場合、管理職は、速やかに学校医、健康福祉センター、教育委員会に報告するとともに、事後の対応については、健康福祉センターの指示に従う。
- (エ) 集団感染が確認された場合、感染の拡大が予想される場合  
健康福祉センター、教育委員会と臨時休業に係る休業期間等について協議する。
  - a 臨時休業に際しては、休業理由、期間等、保護者への適切な情報提供に努め、理解を得ることが大切である。なお、感染予防の観点から情報提供の保護者会の開催については、専門機関等に助言を求めるなど、慎重に対応することが望まれる。
  - b 感染拡大に関する不安や動揺が懸念される場合は、必要に応じてスーパーバイザーの活用を考える。

### ウ 感染症発生時の対応

- 1 感染症の疑いのある児童の発生
  - (1) 養護教諭は児童の症状等について管理職に報告する。
  - (2) 相談の結果、感染症の疑いのある場合は、医療機関で受診を学級担任または養護教諭から保護者に勧める。
- 2 関係機関への連絡
  - (1) 児童が感染症と診断された場合、学校は、速やかに教育委員会及び学校医、健康福祉センターに発生の報告を行い、今後の対応について指示を求める。
- 3 情報の収集
  - (1) 管理職は、養護教諭等に全校の欠席状況とその理由、他の児童の健康状況について確認させる。また、他の学校等における欠席の状況、地域における感染症の流行などを確認するよう指示する。
- 4 健康福祉センターとの連携
  - (1) 学校は、健康福祉センターの指示に従うとともに、感染症の種類によって健康福祉センターが行う接触者の健康調査、消毒等に協力する。
- 5 事後の対応
  - (1) 管理職は、教育委員会に状況を報告する。
  - (2) 感染症と診断された児童については、法令に基づき、病状により学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで出席停止の指示を行う。
  - (3) 健康福祉センターの要請で、健康調査等が実施される場合は、当該児童の保護者に対して文書等で協力を依頼する。
  - (4) 報道機関からの取材等については、窓口を一本化し、管理職が行う。

## (9) 地震

### ア 対応と課題

防災教育の取組重点6項目を踏まえた防災計画を作成する。

- 重点① 揺れ発生時の安全確保
- 重点② 二次避難（揺れが収まってからの避難）時の安全確保
- 重点③ 保護者との連絡体制確立
- 重点④ 児童生徒の保護者への安全な引き渡し
- 重点⑤ 児童が帰宅困難となった場合への対応
- 重点⑥ 避難所に対応した取組・地域と連携した取組

### イ 被害を最小限に防ぐポイント

#### (ア) 防火体制の確立

日頃から教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、教職員の役割等を明確にした対処要領に基づき、校内の防犯体制を確立しておく。

#### (イ) 防災教育の推進

学校の教育活動全体を通じた体系的・計画的な防災教育を推進する。

#### (ウ) 管理・運営体制の確立

- a 日常における施設、設備等の安全管理体制の充実を図るとともに避難所としての運営体制を確立しておく。
- b 学校として保持すべき防災用具（ラジオ、トランシーバー等）の整備・点検を行う。
- c 避難経路等の安全性を踏まえ、避難方法を定めておくとともに、平常時における避難経路の安全確保（落下・転倒物の撤去）に努める。

#### (エ) 実践的な防災避難訓練、児童の引き渡し訓練の実施

- a 学校単独での避難訓練にとどめるのではなく、学校・家庭・地域、関連機関等が連携した地域あげでの防災避難訓練等を実施する。
- b 児童の引き渡し方法等については、年度始めに保護者に説明しておくとともに、事前に引き渡しカード等を作成しておく。
- c 引き渡し訓練については、運動会など、保護者が学校に集まった機会に実施する。  
（大多喜町で震度5強以上が観測されたら自動的に引き渡しとすることを周知する。）

### ウ 地震発生時の対応

#### 1 安全確保及び火の始末

- (1) 授業担当者は、児童の安全確保のための具体的な指示を迅速に行う。
  - ・机の下にもぐる。
  - ・防災頭巾や本、かばん等で頭を保護する。
  - ・転倒や移動の恐れのあるロッカーや窓ガラスから離れる。
- (2) 児童の避難路を確保する。（出入り口の開放など）
- (3) 火気を使用している場合は、揺れが収まったら直ちに火を消し、ガスの元栓を閉める。また、電気器具のコンセントも抜く。

#### 2 情報の収集

〈管理職（不在の場合はこれに代わる者）〉

- (1) 校内の状況（施設・設備、人的な被害状況等）を正確に把握し、負傷者の救護避難の方法を決定する。また、被害の状況によっては、対策本部を設置する。
- (2) 緊急地震速報を活用した避難対応を行うとともに、地域における被害状況等を把握する。（テレビ、ラジオ、携帯電話等）
- (3) 大多喜町で震度5強以上が観測されたら、自動的に保護者への引き渡しを行う。

〈授業担当者〉

- (1) 児童の負傷の有無や程度を確認するとともに、パニックを抑える。
- (2) 負傷者がいる場合は、他の教職員と連携し、負傷児童等の救護に当たる。
- (3) 避難するときは、避難経路等の安全に留意する。
- (4) 特別な支援を必要とする児童への対応に留意する。

〈授業のない教職員〉

- (1) 分担して各教室等に急行し、授業担当者から児童等の負傷状況等を正確に確認する。確認情報については、速やかに管理職に報告する。
- (2) 負傷者がいる場合は、養護教諭等と連携し、負傷児童等の救護に当たる。
- (3) 校舎の被害状況等を確認し、避難経路や避難場所の安全性を確認して管理職に報告する。

### 3 避難指示及び児童の誘導

〈管理職（不在の場合はこれに代わる者）〉

- (1) 揺れが収まり、避難経路及び避難場所の安全性を確認した後、校内放送等で避難指示を行う。

〈授業担当者〉

- (1) 緊急放送等による避難場所、避難経路などの指示に従い、児童を避難誘導する。
- (2) 落ち着いて行動させる。「お・か・し・も」の徹底。  
おさない かけない しゃべらない もどらない

〈授業のない教職員〉

- (1) 分担し、避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める。
- (2) 校舎内外に逃げ遅れた児童がいらないか確認する。

### 4 避難場所での対応

- (1) 学級担任は速やかに各学級の出席している児童の確認及び負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。
- (2) 管理職は負傷の程度に応じ、救急車を要請する。
- (3) 児童が負傷した場合は、負傷の程度、移送された病院等の情報を保護者や家庭に連絡する。
- (4) 児童を下校させる場合は、保護者への直接引き渡しを原則とすることから、保護者と連絡が取れない児童については、学校に待機させる。
- (5) 帰宅困難となった場合の対応
  - a 校内災害対策本部を設置
  - b 児童の待機場所確保
  - c 備蓄品搬入
  - d 宿泊時の健康・精神面のケア、食糧の対応、暖房器具、トイレの対応
  - e 地域防災計画に基づいた避難所の支援と小・中・高等学校間での情報共有

### 5 事後の対応

- (1) 管理職は、速やかに学校の被害状況等を教育委員会に報告し、指導・助言を受ける。
- (2) 校舎内外の施設設備の点検を行い、学校全体の安全確認に努める。なお、必要に応じ、立ち入り禁止区域を設けるなどの安全対策を講ずる。
- (3) 管理職は、速やかに地域の被害状況等について情報を収集する。（報道機関、警察及び消防から）
- (4) 通学路の安全状況、交通機関の運行状況について速やかに確認する。
- (5) 避難以降の授業日程等については、校舎等の被害状況、余震の状況などを総合的に勘案し、教育委員会、関係機関、PTA役員等で協議、決定する。
- (6) 児童等の心のケアに努める。

### 6 下校途中の対応

児童が「自ら判断し行動できる」ための防災教育を実施する。

- a 物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に移動する。
- b 土砂崩れが想定される場所では平地へ避難する。
- c 公衆電話、隣人の携帯電話、災害用伝言サービス等、近くの大人に依頼して安否連絡をするように努める。
- d スクールバス利用の児童については、スクールバスマニュアルを参考。

### 7 校外での活動時の対応

- (1) 交通機関を利用時は、乗務員の指示に従い、施設見学時は、係員の指示に従うように指示をする。
- (2) 現地本部を設営し、地震関連情報を収集し、児童の安否確認をする。
- (3) 安否確認を継続しながら、避難の判断をする。
- (4) 学校へ連絡
  - a 所在位置
  - b 児童生徒の安否
  - c 引率職員の安否
  - d 備蓄品状況
  - e 今後の対応確認

### 8 在宅中の対応

- (1) 大多喜町が震度5強以上の場合、管理職、教務主任は学校に参集し、教育委員会との指導、助言を受け、校内災害対策本部設置の判断を行う。
- (2) 教職員の安否の確認、地震関連情報の収集、児童の安否を確認する。
- (3) 管理職は教職員及びその家族が安全を確保したことを確認した後、必要に応じて学校への参集を指示する。
- (4) 必要に応じて、避難所の指定を受けている小・中・高が連携し避難所開設の支援を行う。

## (10) 風水害

### ア 対応と課題

(ア) 今後の気象情報についての情報収集を行い、児童の安全確保を最優先にし、状況に応じた迅速な対応をとる。

(イ) 通学路の冠水、土砂崩壊等の被災状況を確認し、通学路の実態を把握する。

(ウ) 年度初めの時期に台風や豪雨等の襲来も考えられることから、早期に緊急連絡網等を整備することが求められる。

### イ 被害を最小限に防ぐポイント

(ア) 情報収集と情報伝達の整備・点検

a 管理職は、テレビ、ラジオ、インターネット等によるリアルタイムでの気象情報の収集に努める。

b 児童の緊急連絡網等を早期に整備する。

c 当該地域における情報連絡体制（関係機関、PTA役員、区長等）を整えておく。

(イ) 学区内における危険箇所の把握と周知

学区内における危険箇所（土砂崩壊等）について関係機関に照会し、その結果を教職員間で共通理解するとともに、児童へ周知する。

(ウ) 児童の通学路の確認

日頃から児童の通学路の状況を把握しておく。

(エ) 登下校に係るポイント

管理職は、登下校に係る具体的な指示（臨時休校、家庭または学校での待機等）を出す場合、今後の気象情報、通学路の安全状況等の把握、教育委員会、校長会との情報交換など、児童の安全を第一に総合的に判断する。

(オ) 児童の引き渡しと待機

下校に対する児童の安全性の問題から、状況によっては保護者への引き渡しを行う。なお、家族が不在の場合は、保護者と連絡をとり、学校に待機させる。

### ウ 風水害発生時の対応

#### 1 情報の収集

(1) テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を収集する。

(2) 教育委員会や防災担当課等から災害に関する情報を収集する。

(3) PTA役員、地域住民（区長等）から学区内の通学路の状況や土砂崩れ等の被害状況について情報を収集する。

(4) 必要に応じて、教職員を分担し、通学路の安全確認を行う。

(5) 近隣の学校との情報交換を行う。

#### 2 登下校・待機の判断

〈登校時に家庭で待機させる場合〉

(1) 気象状況により、児童に危険を及ぼしかねない状況が発生した場合（発生しようとしている場合）、気象情報を確認の上、登校時刻の変更等に関する情報交換を教育委員会や近隣の学校と行う。

(2) 町学校メール配信システムや緊急連絡網等により、登校時刻の変更等について保護者に連絡する。

(3) 児童の登校に際しては、教職員を分担し、可能な範囲で通学路の状況把握に努める。

〈下校させる場合〉

(1) 町学校メール配信システムや緊急連絡網等により、保護者に連絡する。

(2) 家族等の状況（不在、家屋に危険が予想される場合）によっては、児童を学校に待機させる。なお、この場合においては、保護者と連絡を取り、待機の事実を伝えるとともに、引き渡し等について確認する。

(3) 職員の引率、集団下校、通学路の変更、保護者の出迎え等、万全な対策を講じ下校させる。

(4) 地域との連携・協力のもと、安全な経路の確保、誘導などに努める。

〈学校に待機させる場合〉

(1) 町学校メール配信システムや緊急連絡網等により、保護者に連絡する。

(2) 校内の安全な場所を待機場所とする。

(3) 児童を待機場所に集める。なお、集合単位は地区ごととする。

(4) 児童を安心させることを第一とし、災害の状況や保護者からの連絡を伝える。

(5) 下校が可能となった児童から、保護者に引き渡す。

(6) 帰宅困難な場合は、地震発生時の対応に準ずる。

#### 3 事後の対応

管理職は、学校の状況を教育委員会に報告する。なお、必要があれば支援要請をする。